

鈴鹿市しあわせ環境基本計画（案）に係る意見公募手続の結果一覧

■募集期間 令和5年2月6日（月）から令和5年3月7日（火）まで

■意見提出者数 3人

■意見件数 43件

No.	該当ページ	ご意見等の概要	対応の有無	回答
1	2	<p>「第1節 背景」の本文中で、本市環境基本条例で「本市、市民及び事業者の責務」があることが記述されています。</p> <p>この部分について、基本理念部分の記述と同様に抜き出して記載してはどうでしょうか。</p>	なし	<p>「第1節 計画策定の背景」は、基本理念に基づいて策定したという説明箇所であるため、ご意見として承ります。</p>
2	6	<p>「第2章 第1節」の部分に、気候変動に関する国の取組を記述すべきです。以下、A-PLAT上の表現を修正して引用しました。</p> <p>『 政府全体の取組を総合的かつ計画的に進めるために、平成27年11月27日に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、その後、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」が平成30年11月27日に閣議決定されており、令和3年度以降の施策については、令和3年10月に改定された「気候変動適応計画」に基づき、フォローアップが行われている。 』</p>	あり	<p>「第2章 第1節」は、国内外の主要な社会情勢を記載しているため、30ページの「最近の動向<気候変動の現状>」に一部追記させていただきます。</p>
3	8	<p>漠然とSDGsの17の目標だけを提示するのではなく、この計画に該当する目標について、取り上げるべきではないでしょうか。</p> <p>17の目標のうち、本計画に直接的に関連すると思われるものは、「7, 11, 12, 13, 14, 15」と考えますが、それを明示してはどうでしょうか。</p>	なし	<p>「第2章 第1節」では、国内外の主要な社会情勢の説明の中でSDGsを記載しています。また、26ページ第4章「基本目標と施策体系」において、各基本目標に関連するSDGsのゴールをアイコンで示しています。</p>
4	10	<p>「第2節」の記述の中に、2019年に三重県気候変動適応センターが設置されていることの記述がないので記述すべきです。</p>	あり	<p>2019年に三重県気候変動適応センターが設置されたことについて追加で記載します。</p>


No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
5	11	<p>「第3節 (1) 概況」について、文面を以下のように修正してはどうでしょうか。</p> <p>『 鈴鹿市は、三重県の北中部に位置し、市の総面積は194.46平方キロメートル、人口約19万人の都市です。</p> <p>西に標高約1,000mの鈴鹿山脈が、東は伊勢湾に接しており、中央部に1級河川の鈴鹿川が流れるなど、変化にとんだ地形がみられます。 』</p>	なし	ご意見として承ります。
6	12	<p>「(3) 人口」の【鈴鹿市の人口及び世帯数】のグラフについて、人口では約3000人の減少、世帯数は約3600世帯の増加と、変化は大きいと考えますが、このグラフの表現ではそのことが見えにくいものとなっているので、グラフの作成・見せ方の工夫をするべきではないでしょうか。</p>	あり	人口が減少したことや世帯が増加したことが分かりやすいグラフ表示に変更させていただきます。
7	16	<p>「(1) 市民アンケート」におけるアンケート結果の集計表について、前ページに記載されているアンケート項目のうち、「問14, 15の気候変動について」と「問16の市の地球温暖化対策について」が記載されていないのはなぜでしょうか。</p> <p>項目にあることは記載するべきで、また、どのように質問項目が整理されて、集計表の項目と関連しているのかもわかりにくいです。</p> <p>※気候変動の影響による気候の極端化のリスクが、次世代にとって深刻であるから、二酸化炭素排出をはじめとした緩和策としての地球温暖化対策につながっていると考えます。</p> <p>実際、条例策定後、現行の基本計画策定から現在までの動きを考えると、極端な気象が多発し、それによる甚大な被害が増加しているはずで。</p> <p>なので、その部分が読み取れないアンケート集計結果では、表面的な対策の議論になるのではないかと、自治体として持続可能性にたいする危機感を持っているのか疑問を感じます。</p>	あり	<p>ご指摘いただいた「(1) 市民アンケート」の集計結果表は、前ページ記載のアンケート調査項目の問1の結果について、示しており、抜粋して記載していることが分かるよう、注釈を追加しました。</p> <p>また、市民アンケート、事業者アンケートの結果については、別冊資料として、ホームページで公開する予定です。</p>

No.	該当ページ	ご意見等の概要	対応の有無	回答
8	24	① このページの内容を考えれば、このページにおいても「カーボンニュートラル」の簡易な説明を入れておくべきではないでしょうか。 6ページには記載があるので、その文面を再掲すべきと考えます。	なし	カーボンニュートラルの説明については、目次の最後尾と6ページにおいて説明させていただいています。
9	24	② そもそも目標環境像の「カーボンニュートラルでみんながしあわせに暮らし続けられる緑豊かなまちすずか」という表現が、カーボンニュートラルだけに特化した表現に読み取られ、それが目的化してはいないかと考えます。 意見ですが、目標環境像を「気候変動に対し緩和と適応に取り組みみんながしあわせに暮らし続けられる緑豊かなまちすずか」とすることが、現在と今後の自然・社会環境の変化に対して妥当と考えます。	なし	2030年までの目標環境像については、鈴鹿市環境審議会において議論し、24ページ3段落以降の意味を込め決定しています。ご意見として承ります。
10	24	③ このような目標像を掲げるのであれば、鈴鹿市として政策に対する本気度が問われます。条例における「市の責務」に対する意識はどうか。その点が読み取れません。 この計画でカーボンニュートラルを掲げつつ、実際はEVやPHEV対応の急速充電設備を市施設から廃止していることは、すでに矛盾しているのではないのでしょうか。 過去から現在、未来に対する市の責任を明記すべきです。	なし	アンケート結果から、将来の重要度が高いと認識される「地球温暖化対策」を基本目標1に位置付け、今後の方向性を示し、各主体と協働して取り組んでいきます。
11	29～48	①「第5章 第1節から第5節」それぞれに『「しあわせ」な社会に向けて』が掲げられていますが、この内容がはっきりしていない。24Pでもあいまいなので、『「しあわせ」な社会』とはどのような状態であるのか、全体はもちろんですが、各節においても整理して記述すべきです。	あり	24ページ「第3章 第1節 本計画の基本的な方針と目標環境像」に「しあわせ」の定義について記載を追加します。 「第5章 第2節から第5節」のどのような状態が「しあわせ」な社会であるかという記載は、ご意見として承ります。
12	29～48	② ①の観点で第1節での『「しあわせ」な社会に向けて』を読むと、1～3段落は取り組みの羅列に終始している感が否めません。 16Pに関する部分で記述したことと関連しますが、地球温暖化対策がなぜ求められるのか、それは気候変動	あり	なぜ、地球温暖化対策が必要なのか等を追記します。

No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
		<p>の影響による海面上昇や気候の極端化のリスクが次世代にとって深刻で、平均気温上昇をパリ協定における1.5度に抑える方針があるからで、そのため二酸化炭素排出をはじめとした温室効果ガスの排出削減があるはずで す。</p> <p>そう考えれば、ここでまず記述すべきは、気候変動による影響に対して、次世代が安全で安心して暮らし続けられることであって、その実現のために地球温暖化対策があるということではないでしょうか。</p> <p>このように考えると、このページの文面は以下の形が良いと考えます。</p> <p>『日本だけでなく、世界各地で気候変動の影響による気象の極端化が発生し、しあわせな生活を続けていくことに危機が訪れています。私たちは、その危機に向かい合う責任を持っています。</p> <p>また、私たちが享受できてきた環境をできる限り、次世代につないでいくためにも、気候変動のリスクに対して、緩和策と適応策の両面から取り組み、『「しあわせ」な社会』を構築することが求められています。</p> <p>緩和策としての地球温暖化対策においては、化石燃料からつくられるエネルギーを自然エネルギーに移行し、脱炭素化を図り、温室効果ガスを削減することが、社会全体で求められています。</p> <p>適応策においては、長期的な自然環境の変化を予測に入れながら、現時点から始める取り組みを進めることが、社会全体で求められています。</p> <p>そのため、市民・事業者・市は、可能な限り自然エネルギーを活用し、恩恵を享受できるような社会の実現を目指すことと、気候変動の影響に対する適応に取り組むことが求められます。その過程の中では、ライフスタ</p>		

No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
		<p>ルの転換や体験的な環境教育・学習の機会を充実し、全世代で取り組んでいくことが重要です。</p> <p>鈴鹿市しあわせ環境基本条例の前文にあるように、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利(以下「環境権」という。)を持つと同時に、このような環境を維持し、発展させ、次世代に引き継いでいく義務があります。</p> <p>『「しあわせ」な社会環境を次世代につなぎ、人と自然だけでなく、人と人が健全に共生して暮らすことができる社会を創るため、地球温暖化対策を推進します。』</p>		
13	29～48	③ 上記のようなことを踏まえると、3段落目に記述されている内容は、関連の各節において表現に組み入れるほうが妥当と考えます。	なし	3段落目に記述した内容は、地球温暖化対策を進める上ですべて重要な取組であると考えており、また、関連の各節において、これらのことについて、記載していることから、ご意見として承ります。
14	30	① “台風の大型化”が記述されていないので加えるべきだと考えます。	あり	ご意見を参考に追加で記載します。
15	30	② 世界での状況も記述すべきではないでしょうか。世界各地で洪水被害が多発していること、それらも重要なことと考えます。特に食糧や水に関してのリスクと関連するのではないのでしょうか	なし	気候変動による影響は日本だけの状況ではないと理解していますが、第5章は基本施策に関する内容であるため、国内の身近な影響について記載しました。
16	30	③ 気候変動適応法の「第12条」についての記述がないのはなぜでしょうか。地方公共団体は適応計画の策定に努めると書かれていることは重要ではないのでしょうか。	あり	気候変動適応法第12条の内容を記載します。
17	31	<p>「基本方針1 カーボンニュートラル社会の推進」について</p> <p>① 鈴鹿市における「環境配慮型の建物」について、区域施策変には46ページに該当内容がありますが、ここでも記載しておくべきではないのでしょうか。</p>	なし	「鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に記載しているため、ご意見として承ります。
18	31	② 電気自動車の普及の課題は全固体電池などの開発など、新しい技術イノベーションによるものが大きいのでしょうか。利用形態に合わせた適切なモビリティとエネルギーのあり方の検討もあるように考えますし、家庭	あり	充電設備の拡充について、追記します。

No.	該当ページ	ご意見等の概要	対応の有無	回答
		での充電設備や、社会インフラとしての急速充電施設など、その部分も必要なのではないのでしょうか。 そのようなことが読み取れないまま、基本方針に記述することはいかがかと考えます。		
19	31	③ 「コラム3」が下部に記載されていますが、コラムの内容と書き方について、2022～2023におけるニュース的な内容になっているので、もっと簡素にまとめるべきです。 例えば、地域新電力会社については「～設立しました。」だけでよいと考えます。 そのようにして簡素にまとめる分を、環境配慮型建築物などの語句説明の補足に充てるほうが良いと思います。	なし	ご意見として承ります。コラムとして本市の取組の地域新電力会社の設立目的やゼロカーボンシティ表明、世界首長誓約／日本への署名について紹介しています。
20	31	④ 3段落目に「持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくり」との表現がありますが、レジリエントの意味として“強靱”はあまり適切ではないと考えます。ニュアンスで考えると、“しなやか”や“弾力的”が妥当ではないのでしょうか。強靱には反対です。 また、どのようなところから、この語句説明を持っているのかの説明が必要です。	なし	2022年9月に誓約した「世界首長誓約／日本」のホームページから引用しているため、現状のとおりとします。
21	32	① 2段落目の1行目で「各分野」とあるのですが何を指しているのでしょうか。もう少し説明を追記したほうが良いと考えます。また、この文章の中で「市、市民、事業者の責務」について触れられていませんが、記述したほうが良いのではないのでしょうか。	あり	各分野を追記します。また市、市民、事業者の役割は、「鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の78ページに記載しています。
22	32	② 太陽光発電設備の設置に関して、「環境への影響を最大限に小さくする」などのような表現がないことに違和感があります。市と事業者の責務を明確にするために、記述すべきと考えます。	あり	環境への影響を最小限にすることを追記します。
23	33	① 本文の半分以上を地域新電力会社の説明に費やしていて内容が乏しい。抜本的に見直すべきと考えます。	なし	市民にとって馴染みのない地域新電力会社についての説明であるため、理解していただきやすいよう記載しています。
24	33	② 実際の説明は最後の2行だけで、その内容も深さがありません。説明などを追加すべきと考えます。	なし	ご意見として承ります。

No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
25	33	<p>③ ②に関連して、設立式の写真を削除し、代わりに京都市の事例、建築物全般に対してのものです。そちらを参照に作成するか、もしくは画像と共に紹介するほうが主旨にそうと考えます。</p>  <p>京都市「京環境配慮建築物のすすめ」より引用</p>	なし	ご意見として承ります。
26	33	<p>④ 稲生小学校の写真に対する説明について、単純に学校名だけの記述ではなく、以下のように記述してはどうでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">稲生小学校に設置の太陽光発電 学校に必要な電力の●●%を発電</p>	あり	<p>写真下の説明文は、 「2016（平成28）年に設置した鈴鹿市立稲生小学校の太陽光発電設備（20kW）」と記載させていただきます。</p> <p>発電割合につきましては、学校に必要な電力（学校の使用電力）は、長期休業期間や季節・気温等の状況により、一定ではないこと、また、太陽光発電設備の発電量も天候等によって一定でないため、学校に必要な電力に対する発電量の占める割合を記載することが難しいことから、太陽光発電設備の発電能力を記載します。</p>
27	34～ 35	<p>① 1段落目で気候変動の影響について、短期的なリスクだけが触れられていますが、中・長期的なリスクについても記述しておくべきと考えます。</p> <p>ですので、以下のような表現を提案します。</p> <p>『 市内における気候変動の影響について、短期的な大雨等による自然災害の被害が想定され、中長期的にはそれら極端な気象現象が頻発する可能性と、海面上昇の影響が想定されます。その過程では、自然に関わることや、私たちの生活に関わることに全般に影響があることが考えられ、事前に被害を想定して、その軽減と回避するための「適応策」の取り組みが求められます。 』</p>	あり	中長期的なリスクについて、追記します。

No.	該当ページ	ご意見等の概要	対応の有無	回答
28	34～35	② 「鈴鹿市の影響」について、34ページ表に記載の「分野」別にすべて記載する必要があります。	あり	「鈴鹿市地球温暖化実行計画（区域施策編）」で進めることを追記し、本計画では表のみ記載しました。
29	34～35	③ 「鈴鹿市の影響」と「基本施策」で、オキシダントの影響が挙げられていますが、どのような資料とデータを参考に出されているのでしょうか。	なし	国の「気候変動適応計画」（閣議決定、2021年10月）内のオキシダントの影響に関する記載を参考にしています。
30	34～35	④ 「温暖化と大気汚染の複合影響」に関する基本施策が「注意を呼びかける」ことになっていますが、これが現在でも行っている取り組みではないのでしょうか。	なし	現在でも行っている取組ではありますが、気候変動への適応ということを考慮したときに注意喚起を行い、備えることは大切な取組みであると考えています。
31	34～35	⑤ なぜ「健康」に関する影響だけを取り上げ、施策も同様に行っているのかは、理解できる説明を必要とします。	あり	鈴鹿市の影響についての記載は削除し、他の分野の基本施策についても一部抜粋して記載を追加しました。
32	36	「最近の動向」の部分で生物多様性に触れられていますが、1段落目に「しかし、急速に生物の多様性が失われる危機があります。」という表現を追加してはどうかと考えます。	なし	ご意見として承ります。
33	37	「基本方針1」について ① ため池や水田、水路などが持つ自然保全機能もあると考えますが、その点の記述がないので、追加したほうが良いと考えます。	なし	ご意見として承ります。
34	37	② 「施策1」の海岸に関連して、陸地ではハマボウフウなどの海岸性の植物の自生がありますし、海岸近くにはスナメリも寄ってくるなども追記したほうが良いと思います。また、下にあるアカウミガメの写真は、こちらに関連付けるほうが妥当ではないのでしょうか。	あり	アカウミガメの写真の掲載位置に関しては、施策1に変更します。その他については、ご意見として承ります。
35	37	③ 学校における探求学習と関連付ける形で、身近な自然環境との触れ合いと学習という視点も記述したほうが良いと思います。	なし	ご意見として承ります。
36	38	「基本方針2 施策2」について、これだけのスペースがあるのであれば、鈴鹿市において確認されている特定外来動植物について記載してはどうでしょうか。	なし	ご意見として承ります。
37	39	「第3節 基本目標3 最近の動向」について ① 鈴鹿PAと新名神に関して、「しあわせな社会に向けて」の部分で、条例第3条について触れられていますが、前出の施設は環境負荷などを考えるときに、ゼロと	なし	最近の動向として記載しましたので、ご意見として承ります。

No.	該当ページ	ご意見等の概要	対応の有無	回答
		は言えないことを考えると、環境影響なども含めた視点での記述にしたほうが良いのではないのでしょうか。		
38	40	①「施策1」について、「地域公共交通の利用促進に努めます。」とあるのですが、鈴鹿市の現在の都市の成り立ち上、自家用車での移動が主となっている中で、この記述をすることに違和感があります。記述するのであれば、「ウォーカーブルシティの形成を推進しながら、地域公共交通の利用促進に努めます。」とするべきと考えます。→ 41P「施策3」も同様に。	なし	ご意見として承ります。
39	40	②「施策1」について、水質改善に関係する表現がありますが、現在、海苔の色落ちなどの課題などをはじめとした生物環境の視点から、過度に浄化するのではなく、ほどほどに浄化するという考えもあると思いますが、その点は考慮されているのでしょうか。	なし	三重県第9次水質総量削減計画（令和4年11月1日適用）において、これまで削減一辺倒であった海域への窒素及びリンの汚濁負荷について、海域生物の生産性を考慮し、増加させる見直しがされました。今後も関係機関と連携し、取り組んでまいります。
40	40～41	P40「基本方針1健全な生活環境の保全」の3段落目に危機管理の体制づくり、P41「施策3環境リスクへの対応」3行目に体制づくりと記載がありますが、危機管理の体制づくりはこれからということ、いつごろ取り組む予定なののでしょうか。	あり	平成25年度に危機管理対策マニュアルを策定し、危機管理の体制づくりは完了しており、必要に応じ拡充を図っていることから、記載を修正いたします。
41	41	「基本方針2」および「施策3」について、道路交通対策の記述があるのですが、ここに書かれていることは、“道路整備の推進”や“道路ネットワークの強化”といったところに主眼が置かれているように感じます。 現在の状況を考えると、e-BIKE（電動自転車）の積極的活用と、それに対応した道路環境の見直しの視点も必要ではないのでしょうか。	なし	「e-BIKE」につきましては、コロナ禍における生活様式や交通行動の変容、脱炭素社会の実現へ向けた動きを背景に、国においても、その活用推進に関して積極的な検討がなされております。今後、交通手段としての役割の拡大や普及率の上昇などに伴い、道路整備上の安全対策の必要性は増すものと認識しております。ご意見として承ります。
42	全体	そもそもの話ですが、計画案策定の際、どれだけ基本条例について振り返る機会があったのか、委員の皆さんと考える機会があったのかも、わかるように資料等を提示すべきです。	なし	環境基本条例、基本計画については、事務局より環境審議会の委員の皆さんに、議会でのこれまでの経緯も踏まえ、説明させていただいております。ご意見として承ります。
43	全体	市の取組みでecoについて、省エネ基本で。パンフレットも参考にお願いします。	なし	ご意見として承ります。